

住民監査請求について

1 住民監査請求制度

住民監査請求は、地方自治法第 242 条に定められている、地方公共団体の長などの職員に、違法、不当な財務会計上の行為があると認められるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を請求する制度です。

2 住民監査請求の要件

1) 丹波市内に住所を有する方（法人を含む）

2) 丹波市の違法又は不当な財務会計上の行為があると認められるときです。

具体的には、違法又は不当な

- ①公金の支出、
- ②財産の取得・管理・処分、
- ③契約の締結・履行、
- ④債務その他の義務の負担、

違法又は不当に

- ⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、
 - ⑥財産の管理を怠る事実
- が認められるときです。

3) 請求することのできる措置の内容は、

上記①～④の行為の防止、是正、

上記⑤、⑥の怠る事実の改め、

上記①～⑥により丹波市が被った損害の補填 に必要な措置です。

4) 監査請求することができる期間は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年以内です。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

5) 監査請求書（丹波市職員措置請求書）に、違法又は不当な事実を証する「事実証明書」を添えて提出してください。

6) 監査請求書（丹波市職員措置請求書）の書式は、次のとおりです。

丹波市職員措置請求書

1 請求の要旨

2 請求者

住所

氏名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

丹波市監査委員 様

注1) 請求書は、縦書きでも結構です。

注2) 請求の要旨は、次の要領で記載してください。

- ・誰が（請求の対象とする市長、委員会、委員又は職員を具体的に特定のこと。）
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか（監査対象事項）
- ・その財務会計行為は、どのような理由で、違法又は不当なのか
- ・その行為により、どのような損害が生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

注3) 氏名は必ず自署してください。

注4) 「事実証明書」には、別段の様式はありませんが、必ず添付することが必要です。